

◎地方交付税法の一部を改正する法律

(平成二六年二月一七日法律第二号)

一、提案理由(平成二六年二月四日・衆議院総務委員会)

○新藤国務大臣 地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するために震災復興特別交付税に要する額についての財源措置を講ずる必要があります。このため、平成二十三年度の第三次補正予算で地方交付税の総額に加算した震災復興特別交付税のうち、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二十四年度に繰り越し、同年度の決算において不用となった金額について、地方交付税の総額から減額するとともに、平成二十五年度分の地方交付税の総額の特例として、五百七十四億円を地方交付税の総額に加算することとしております。

次に、今回の補正予算により、震災復興特別交付税に要する額の加算のほか、平成二十五年度分の地方交付税が一兆千六百八億円増加することとなりますが、このうち普通交

地方交付税法の一部を改正する法律

付税の調整額の復活に要する額二百五十九億円を交付するほか、残余の額一兆千三百四十九億円を平成二十六年度分の地方交付税の総額に加算して、同年度に交付することができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二六年二月四日)

○高木陽介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二十四年度の決算において不用となった八百五十五億円を地方交付税の総額から減額するとともに、東日本大震災に係る復興事業等の実施のため、平成二十五年度分の震災復興特別交付税について五百七十四億円を加算することとしております。

また、今回の補正予算により増加することとなる平成二十五年度分の地方交付税一兆千六百八億円につきまして、普通交付税の調整額の復活に要する二百五十九億円を除く

一兆千三百四十九億円を同年度内に交付しないで、平成二十六年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付できることとしております。

本法案は、昨三日本委員会に付託され、本日、新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本法案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二六年二月七日)

○山本香苗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、震災復興特別交付税のうち、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二十四年度の決算において不用となった金額を減額するとともに、復興事業等の実施のため、平成二十五年度分の震災復興特別交付税について加算措置を講ずるほか、補正予算により増加した同年度分の地方交付税の額の一部を平成二十六年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができることとするも

のであります。

委員会におきましては、補正予算で増額した地方交付税を翌年度に繰り越す理由と妥当性、震災復興特別交付税の使途の在り方、除排雪経費に係る特別交付税措置の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉良よし子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。